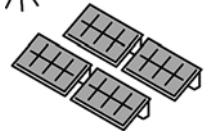


条例第7条に基づく「設置規制区域」

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象とする森林の区域及び第25条第1項の保安林の区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- (5) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (6) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域及び第54条第1項の河川保全区域
- (7) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画に定める農用地等として利用すべき土地の区域
- (8) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の特別地域及び第33条第1項の普通地域
- (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区
- (10) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項の埋蔵文化財及び第109条第1項の史跡名勝天然記念物が所在する区域
- (11) 埼玉県立自然公園条例（昭和33年埼玉県条例第15号）第12条第1項の特別地域及び第14条第1項の普通地域
- (12) 埼玉県自然環境保全条例（昭和49年埼玉県条例第4号）第17条第1項の特別地区、第18条第1項の野生動植物保護地区及び第19条第1項の普通地区
- (13) 前各号に定めるもののほか、災害の防止並びに自然環境、生活環境及び景観の保全のため市長が特に配慮が必要と認める区域

「秩父市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」が施行されます



10月1日(日)から、太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例が施行されます。

本条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関する必要事項を定め、災害の発生を防止するとともに、自然環境、生活環境および景観の保全に寄与することを目的としています。

対象は、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電事業(屋根・屋上に設置するものを除く)で、10月1日以降に設置工事を実施する際には、事前協議、地域住民への周知等を経て、市長の同意が必要となります。

詳細は、市HPをご覧ください、本条例の対象となる太陽光発電設備の事業計画等がございましたら環境課までお問い合わせください。

☎環境課 22-2378

✉kankyo@city.chichibu.lg.jp

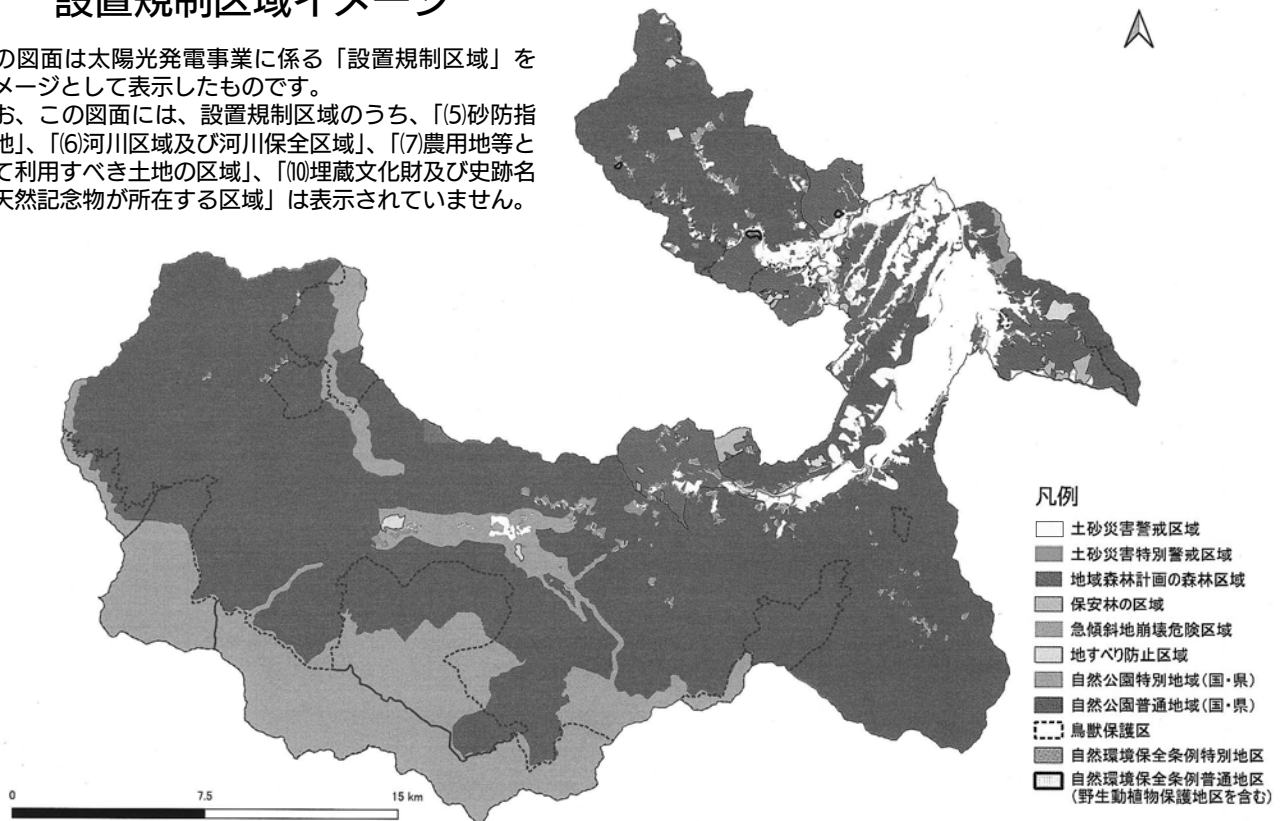


「設置規制区域」

太陽光発電設備の設置が望ましくない区域を「設置規制区域」として指定します。事業区域が設置規制区域に位置するときは、原則、同意しません。

設置規制区域イメージ

この図面は太陽光発電事業に係る「設置規制区域」をイメージとして表示したものです。
なお、この図面には、設置規制区域のうち、「(5)砂防指定地」、「(6)河川区域及び河川保全区域」、「(7)農用地等として利用すべき土地の区域」、「(10)埋蔵文化財及び史跡名勝天然記念物が所在する区域」は表示されていません。



高齢者叙勲

高齢者叙勲（春秋叙勲を受章されていらない方で満88歳を迎える方）をご紹介します。

瑞宝双光章

中村 忠男氏（上宮地町）

秩父郡市叙勲者連合会事務局（秘書課） ☎22-2201

「寄付ありがとうございました」

社会福祉のために寄付をいただきました。温かな善意に感謝し、ご紹介いたします。（令和5年5月）
▼5月30日、秩父ミーティング（清水亨代表）様から、50,000円

「子どもの人権110番」強化週間

法務局職員や人権擁護委員が、子どもをめぐるさまざまな人権問題について、専用相談電話による相談を実施します。（秘密は厳守します）

とき 8月23日(水)～29日(火)午前8時30分～午後7時（26日(土)・27日(日)は午前10時～午後5時）
専用相談電話番号
☎0120-007-1110

聞さいたま地方法務局人権擁護課

☎048-851-1000

市では人権啓発用のビデオやDVDを無料で貸し出していますので、お気軽にご利用ください。

聞総務課 ☎22-2251

「企業版ふるさと納税」による「寄付をいただきました」

「寄付をいただいた企業をご紹介します。誠にありがとうございます。」

Society5.0推進事業のため

▼5月31日、みどり化学株式会社から

聞先端技術推進課 ☎21-5522
多様な企業支援により安定した雇用を創出する事業のために

▼6月26日、株式会社 Synergy Career から

聞産業支援課 ☎25-5208

人権擁護委員のご紹介

両氏は、秩父市議会3月定例会で議会の同意を得て、人権擁護委員として法務大臣に推薦、令和5年7月1日付で委嘱されました。
聞総務課 ☎22-2251

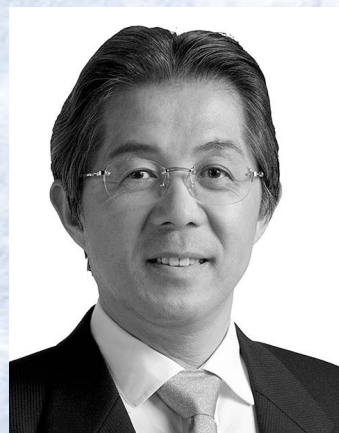


小池 正一氏
（大野原）



池田 和美氏
（熊木町）

市長コラム



全国植樹祭から思うこと

秩父市長 北堀 篤

6月4日に「第73回全国植樹祭」が岩手県の陸前高田市で開催され、私は埼玉県で開催される第75回全国植樹祭の会場の市長として、視察に行っていました。式典は、東日本大震災の復興の象徴であります「奇跡の一本松」が残る高田松原津波復興祈念公園内の、6千人が収容できる大変広い会場で開催されました。はじめに、招待者の記念植樹があり、私は「ウグイスカグラ」の苗を植樹しました。その後、プロローグアトラクションから、天皇皇后両陛下がご臨席された記念式典、エピソードアトラクションまで参加いたしました。おおむね2時間30分の一大イベントでした。東日本大震災で甚大な被害を受

けた岩手県でしたので、復興をテーマにしたメッセージが非常に感動的な植樹祭でした。

式典では、地元の高校生が司会進行のアシスタントを務め、和太鼓や鹿踊りといった伝統芸能の披露、吹奏楽の演奏や合唱、表彰など、多くの若者が大会運営に関わっていました。また、緑の少年団の子どもたちは、大変礼儀正しく、しっかりと活躍していました。このような子どもたちを見て、未来を担う若い世代に、健全な森林を確実に引き継ぐことが私たちの使命なのだと思えて認識しました。

令和7年春に開催される第75回全国植樹祭は、国土緑化推進機構および埼玉県が主催者となりますが、主催者と連携して「秩父はひとつ」という想いのもと、秩父地域の1市4町が一丸となって、植樹祭の成功に向けて準備を進めてまいります。

この植樹祭は、秩父地域の魅力をさらに全国に広げ、また、発信できるまたとない絶好の機会です。秩父地域の魅力発信をはじめ、全国植樹祭が成功するようオール秩父でしっかりと支えていき、次世代の森林づくりや地域づくりにつなげていきたいと考えております。まだまだ厳しい暑さが続いております。体調を崩さぬよう、お気を付けてお過ごしください。

彩の国埼玉中小企業CO₂削減大賞 「優秀賞」株式会社リテラ



知事公館

左：黒澤事務局長 中央：大野知事 右：秋山社長

みどりが丘工業団地内でアルミ製品を生産している「株式会社リテラ・秩父第一工場」が、5月11日埼玉県知事から「彩の国埼玉中小企業CO₂削減大賞」優秀賞を受賞されました。

カーボンニュートラルへの挑戦として、地球温暖化対策推進の取り組みに優れ、地球温暖化防止に特に貢献をし、他の模範となる県内600の大規模事業所の中から選出されたものです。

埼玉ダイハツ販売株式会社との包括連携協定



市と埼玉ダイハツ販売株式会社は、相互の連携を強化し、地域の活性化および市民サービスの向上を目的とするため、次の項目について包括連携協定を締結しました（令和5年6月30日）。

【連携項目】

- (1)地域産業の振興・支援
- (2)観光振興
- (3)災害支援
- (4)交通安全
- (5)教育・子育ての支援
- (6)高齢者及び障がい者の支援
- (7)市政情報の発信
- (8)その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上



この協定に基づき、観光利用と公用の両方で利用できるカーシェアサービスの実証実験を開始しました。今後も双方の保有する資源を活用した取り組みを進めていきます。

☎総合政策課 ☎22-2823

住宅・土地統計調査にご協力をお願いします

令和5年10月1日を基準日として全国一斉に住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査で、調査の結果は、暮らしと住まいに関する計画や施策などに幅広く利用されます。

今回、国が市内131調査区を設定し、その中から無作為に抽出した世帯に対し調査を行うことになりました。

調査の対象地域の世帯には9月上旬から調査のお知らせを配布し、調査をお願いすることになった世帯には、9月下旬から調査員が調査書類の配布に伺います。

回答いただいた内容は、統計以外の目的に使用されることは一切ありませんので、ご理解とご協力をお願いします。

☎情報政策課 ☎22-2204

水道基本料金を4か月分免除します

物価の高騰に対する市の支援策として、上水道基本料金を4か月分免除します。

対象 秩父広域市町村圏組合水道局から給水している、秩父市内に水栓がある全ての水道使用者（個人・法人）。ただし、官公署に属する公共施設等は対象外とします。

○奇数月検針の方は、令和5年10月・令和5年12月請求分

○偶数月検針の方は、令和5年11月・令和6年1月請求分

☑免除の手続きは不要です。対象月の請求額から基本料金が自動的に減額されます。

*使用水量に応じたm³当たりの料金および下水道料金の減免はありません。

☎免除制度に関すること 総合政策課 ☎22-2823

水道料金に関すること ちちぶ広域水道お客様センター

☎25-5221

水道基本料金の免除額 ※金額には消費税を含む

メーター口径	基本料金（1検針・2か月分）	免除額（2検針・4か月分）
13mm	2,156円	4,312円
20mm	4,026円	8,052円
25mm	5,830円	11,660円
30・40mm	12,078円	24,156円
50mm	22,000円	44,000円
75mm	46,860円	93,720円
100mm	81,400円	162,800円
100mm超	170,500円	341,000円